四半期報告書

(第38期第2四半期)

自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日

はるやま商事株式会社

岡山市北区表町1丁目2番3号

(E03233)

表 紙

| 第一部 企業情報 | |
|-------------------------------|----|
| 第1 企業の概況 | |
| 1 主要な経営指標等の推移 | 1 |
| 2 事業の内容 | 2 |
| 第2 事業の状況 | |
| 1 事業等のリスク | 2 |
| 2 経営上の重要な契約等 | 2 |
| 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 | 3 |
| 第3 提出会社の状況 | |
| 1 株式等の状況 | |
| (1) 株式の総数等 | 6 |
| (2) 新株予約権等の状況 | 6 |
| (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 | 11 |
| (4) ライツプランの内容 | 11 |
| (5) 発行済株式総数、資本金等の推移 | 11 |
| (6) 大株主の状況 | 12 |
| (7) 議決権の状況 | 12 |
| 2 役員の状況 | 13 |
| 第4 経理の状況 | 14 |
| 1 四半期連結財務諸表 | |
| (1) 四半期連結貸借対照表 | 15 |
| (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 | 17 |
| 四半期連結損益計算書 | 17 |
| 四半期連結包括利益計算書 | 18 |
| (3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書 | 19 |
| 2 その他 | 23 |
| 第二部 提出会社の保証会社等の情報 | 24 |

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 中国財務局長

【提出日】 平成23年11月11日

【四半期会計期間】 第38期第2四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)

【会社名】 はるやま商事株式会社

【英訳名】 Haruyama Trading Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 治山 正史

 【本店の所在の場所】
 岡山市北区表町1丁目2番3号

 【電話番号】
 086(226)7101(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 岡部 勝之

【最寄りの連絡場所】岡山市北区表町1丁目2番3号【電話番号】086(226)7101 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 岡部 勝之 【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | 第37期 第2四半期 連結累計期間 | 第38期 第2四半期 連結累計期間 | 第37期 |
|---------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 会計期間 | 自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日 | 自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日 | 自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日 |
| 売上高(千円) | 21, 829, 370 | 21, 200, 217 | 50, 587, 648 |
| 経常利益又は経常損失(△) (千円) | △583, 854 | △588, 806 | 1, 822, 575 |
| 四半期(当期)純損失(△) (千円) | △1, 239, 666 | △459, 420 | △509, 060 |
| 四半期包括利益又は包括利益 (千円) | △1, 208, 936 | △439, 128 | △478, 557 |
| 純資産額(千円) | 30, 796, 596 | 30, 836, 557 | 31, 526, 934 |
| 総資産額(千円) | 53, 308, 953 | 50, 528, 680 | 54, 252, 960 |
| 1株当たり四半期(当期)純損失 金額(△)(円) | △76. 21 | △28. 24 | △31. 29 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円) | _ | _ | _ |
| 自己資本比率(%) | 57.8 | 61.0 | 58. 1 |
| 営業活動による キャッシュ・フロー (千円) | △2, 217, 088 | △3, 092, 034 | 2, 719, 724 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー (千円) | △273, 249 | △157, 969 | △158, 483 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー (千円) | 283, 769 | 157, 829 | △1, 795, 286 |
| 現金及び現金同等物の四半期末 (期末) 残高(千円) | 3, 713, 522 | 3, 593, 869 | 6, 686, 043 |

| 回次 | 第37期 第2四半期 連結会計期間 | 第38期 第2四半期 連結会計期間 |
|--------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 会計期間 | 自平成22年 7月1日 至平成22年 9月30日 | 自平成23年 7月1日 至平成23年 9月30日 |
| 1株当たり四半期純損失金額 (△) (円) | △38. 94 | △35. 17 |

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 - 2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
 - 3. 第37期第2四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」 (企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。
 - 4. 第37期第2四半期連結累計期間、第37期及び第38期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載 した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、平成23年3月に発生した東日本大震災やその後の原発事故に起因した電力供給の制限に加え、急激な円高進行、欧州経済危機、米国経済の減速も重なるなど、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

特に衣料品小売業界におきましては、個人消費の伸び悩み、節約志向、低価格志向が強まるなか、クールビズ関連商品が好調に推移する等の好材料はありましたものの、本格的な景気回復には至っておらず、依然として厳しい経営環境となりました。

このような環境のもと当社グループの主力事業である衣料品販売事業におきましては、震災による原発事故の影響で企業の節電対策、節電意識が浸透するなか、当社はビジネスシーンにおける新たなファッション概念「SAVE BIZ」を提唱いたしました。これは既存のビジネスファッション(ドレスコード)にとらわれることなくお洒落で快適なビジネスウェアの提案と提供をし、それを通じて、積極的に節電にも協力しようという試みです。対象商品といたしましては、家庭用洗濯機で丸洗いでき、クリーニング代を節約できる経済的な「洗えるスーツ」、完全ノーアイロンの「iシャツ」や洗える「iパンツ」に加え、節電の夏に涼しさを追求した「ビズポロ(ビジネスポロシャツ)」、裾を巻き上げて着用できる「ロールアップパンツ」、裾のないタイプの「クロップドパンツ」等を新たに発売いたしました。同時に、「涼しさ」と「礼節」を両立したスタイルを提案、アドバイスする「SAVE BIZ着こなしセミナー」を各地で実施いたしました。

事業基盤の強化策といたしましては、iPadでレジ操作が可能な「iPadーPOS」を紳士服業界で初めて導入いたしました。このシステムは、レジ精算業務の短縮を可能にするとともに接客業務の上質化を図り、さらに、作業効率の改善にも繋がるものです。

なお当社グループは衣料品販売事業以外に、100円ショップ事業、広告代理業等を営んでおりますが、重要性が 乏しいため記載を省略しております。

これらの結果、当第2四半期連結累計期間におきましては、売上高212億円(前年同四半期比2.9%減)、営業損失7億6千4百万円(前年同四半期は営業損失6億6千1百万円)、経常損失5億8千8百万円(前年同四半期は経常損失5億8千3百万円)、四半期純損失4億5千9百万円(前年同四半期は四半期純損失12億3千9百万円)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物(以下[資金]という)は、売上債権の減少や仕入債務の減少などの要因により、当第2四半期連結会計期間末には35億9千3百万円(前年同四半期比3.2%減)となりました

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。 (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により使用した資金は30億9千2百万円(前年同四半期比39.5%増)となりました。これは主に、売上債権の減少が13億1千1百万円あった一方で、仕入債務の減少額が22億3千1百万円あったことや、経費支払手形・未払金の減少が8億2千9百万円あったこと、たな卸資産の増加額が7億1百万円あったこと、法人税等の支払額が2億2千9百万円あったことなどによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は、1億5千7百万円(前年同四半期比42.2%減)となりました。これは主に、新規出店及び既存店の改装により、有形固定資産の取得、差入保証金の差入による支出が3億9千4百万円あった一方、不採算店舗の閉鎖により差入保証金の回収による収入が3億5百万円あったことなどによるものであります。 (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は1億5千7百万円(前年同四半期比44.4%減)となりました。これは主に運転資金の調達としての短期借入金の純増加額が12億円あったことに対し、長期借入金の返済による支出が6億7千9百万円あったことや配当金の支払額が2億5千1百万円あったことなどによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

①当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えます。また、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者として最適であるか否かは、最終的には当社株主の総体意思に基づき判断されるべきものであると考えます。

しかしながら、大量買付や買収提案の中には、株主の皆様に買収提案の内容を検討するための十分な情報や時間を提供することのないもの、その目的等からみて対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の株主の皆様に株式の売却を事実上強要するもの等もあります。当社は、このような大量買付や買収提案を行う者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えます。

②当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組 みの概要

当社は、地域に密着し、紳士服等のファッション衣料品の販売を通じてライフスタイルを提案する専門店チェーンとして、「より良いものを より安く」の創業理念のもと、「お客様第一主義」を経営理念とし、お客様に最高のご満足を感じていただくため、高品質・高機能商品の企画、開発、販売に努めてまいりました。また、CS運動(顧客満足運動)を展開させることにより、お客様のご意見、ご要望を最優先に考え、適時に顧客サービスに反映していく経営を実践してまいりました。さらに、季節、歳時記、商品特性などに対応した売場等の演出や、多様化するニーズにあった商品の提供などを通じて、既存店の抜本的な活性化に努め、今後もお客様にご満足いただける当社独自の魅力を創造してまいります。また、当社は、ローコスト経営の実現、財務体質の改善・強化、スピーディかつ柔軟な組織への変革といった経営課題に果敢に挑戦するとともに、人や環境に優しい地域社会づくりに貢献するため、クールビズやウォームビズに対応した商品の開発、提供に積極的に取り組み、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の一層の向上に努めております。

当社は、前述のとおり、企業価値を最大化することをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。具体的には、平成11年7月より執行役員制度を導入し、迅速な経営の意思決定と業務執行の分離による取締役会の活性化を図るとともに、取締役と執行役員の役割、責任を明確化し、経営の透明性を高めるよう努めております。また、社会の構成員としての企業人に求められる価値観・倫理観を社内で共有し、企業の創造的な発展と公正な経営を実現するため、コンプライアンス・リスク委員会において、社内へのコンプライアンスの浸透、経営上のリスク事案の評価等を行い、適宜取締役会へ報告しております。また、当社は監査役制度を採用しており、現行の3名の監査役のうち2名が会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、経営の透明性・公正さに対する監視を行っております。

このように経営の効率化、健全化をより積極的に進める一方、経営の公正さを高め、コーポレート・ガバナンスの強化に継続して努めることにより、企業価値の最大化を図ってまいります。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、又は向上させるための取組みとして平成22年6月開催の当社定時株主総会において、株主の皆様から「当社株式の大量買付行為に関する対応策」(以下「本プラン」といいます)のご承認を賜り、継続いたしております。

本プランは当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた場合に、買収者に事前に情報提供を求める等、 本プランの目的を実現するための必要な手続きを定めております。

買収者は、本プランに係る手続きに従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、 当該決定時以降に限り、当社株式の大量買付等を行うことができるものとしております。

買収者が本プランに定めた手続きに従うことなく当社株式等の大量買付等を行う場合、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある場合等で、本プランに定める発動の要件を満たす場合には、当社は、買収者等(買収者及び一定の関係者)による権利行使は原則認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法で割当てます。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者等以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は最大50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役会の恣意性を排除するため、当社経営陣から独立した委員による独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。こうした手続きの過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示を行い、その透明性を確保することとしております。

本プランの有効期限は当該株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会 終結のときまでとなっております。

④本プランが、株式会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、 会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

本プランは、①買収防衛策に関する指針等の要件の充足していること、②企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的に導入しているものであること、③株主意思を重視するものであること、④独立性の高い社外者の判断を重視するものであること、⑤合理的な客観的発動要件が設定されていること、⑥デッドハンド型買収防衛策ではないこと、の理由から、基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

本プランの詳細につきましてはインターネット上の当社ウェブサイト (アドレスhttp://www.haruyama.co.jp/) に掲載しております。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

- 1 【株式等の状況】
 - (1) 【株式の総数等】
 - ①【株式の総数】

| 種類 発行可能株式総数 (株) | | | |
|-----------------|--------------|--|--|
| 普通株式 | 55, 000, 000 | | |
| 計 | 55, 000, 000 | | |

②【発行済株式】

| 種類 | 第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年9月30日) | 提出日現在発行数(株) (平成23年11月11日) | 上場金融商品取引所名又 は登録認可金融商品取引 業協会名 | 内容 |
|------|--|------------------------------|------------------------------------|-----------|
| 普通株式 | 16, 485, 078 | 16, 485, 078 | 東京証券取引所市場第一部 | 単元株式数100株 |
| 計 | 16, 485, 078 | 16, 485, 078 | _ | _ |

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

①第4回新株予約権

| (2) 31 1 (1) 1/1/1E | |
|--|--|
| 決議年月日 | 平成23年8月11日 |
| 新株予約権の数(個) | 100 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | _ |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 10,000 各新株予約権の1個当たりの目的である株式の数(以下、 「付与株式数」という。)は100株とする。(注)1. |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 440 (注) 2. |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成25年9月13日 至 平成33年9月12日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 510 (注) 3. |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) 4. |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決 議による承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | 該当事項なし |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関す る事項 | (注) 5. |

(注) 1. 付与株式数の調整

当社は、以下の通り付与株式数の調整を行うことがある。

新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じ て付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行う ことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予 約権原簿に記載された各新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告 を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

2. 行使価額の調整

当社は、以下の通り行使価額を調整することがある。

- (1) 割当日後、当社が当社普通株式につき、次の①又は②を行う場合は、それぞれ次に定める算式(以下、 「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数はこれを切り上 げる。
 - ① 株式分割又は株式併合を行う場合。

1 調整後行使価額=調整前行使価額× 株式分割・株式併合の比率

② 時価を下回る価額で、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合。

新規発行株式数×1株当たり払込金額 既発行株式数+ 時価

調整後行使価額=調整前行使価額× -

- 既発行株式数+新規発行株式数
- i 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下、 「適用日」という。) に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通 株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。な お、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ii 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」とは基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の 1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が当該日において保有する当社普通株式にか かる自己株式数を控除した数とする。
- iii 自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとす
- (2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。
 - ① 上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌 日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを 適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認 されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のため の基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に溯 及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準目の翌日から当該株主総会の終結の 日までに新株予約権を行使した(かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 の数を、以下、「分割前行使株式数」という。) 新株予約権者に対しては、次の算式により、当社普通株 式を交付するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(調整前行使価額-調整後行使価額)×分割前行使株式数

株式数=

調整後行使価額

- ② 上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日(払込期間が設け られたときは、当該払込期間の最終日)の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)、これ を適用する。
- (3) 上記(1)①及び②に定める場合の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその 他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める 行使価額の調整を行うことができる。
- (4) また、行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額を適用する日の前日までに、必要な事項を新 株予約権原簿に記載された新株予約権者に通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通 知又は公告するものとする。

- 3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記(1) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4. 新株予約権の行使の条件
 - (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権行使時において、当社の取締役、監査役、執行役員、従業員及び社外協力者の地位にあることを要する。ただし、正当な理由がある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。
 - (2) その他の新株予約権の行使条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生目(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注) 1. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行 為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使 することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定す る。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得条項

上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。

②第5回新株予約権

| 決議年月日 | 平成23年8月11日 |
|--|---|
| 新株予約権の数(個) | 2, 914 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | _ |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 291,400 各新株予約権の1個当たりの目的である株式の数(以下、「付 与株式数」という。)は100株とする。(注)1. |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 440 (注) 2. |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成25年9月13日 至 平成33年9月12日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 510 (注) 3. |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) 4. |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決 議による承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | 該当事項なし |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関す る事項 | (注) 5. |

(注) 1. 付与株式数の調整

新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予 約権原簿に記載された各新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告 を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

2. 行使価額の調整

当社は、以下の通り行使価額を調整することがある。

- (1) 割当日後、当社が当社普通株式につき、次の①又は②を行う場合は、それぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数はこれを切り上げる。
 - ① 株式分割又は株式併合を行う場合。

調整後行使価額=調整前行使価額× 株式分割・株式併合の比率

② 時価を下回る価額で、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合。

| | 既発行株式数+ | 新規発行株式数×1株当たり払込金額 |
|------------------|--------------------------|-------------------|
| 調整後行使価額=調整前行使価額× | 死元 [] (水 元) (水元) | 時価 |
| 测 | 野発 | 行株式数+新規発行株式数 |

- i 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下、「適用日」という。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ii 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」とは基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の 1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が当該日において保有する当社普通株式にか かる自己株式数を控除した数とする。
- iii 自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする
- (2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。
 - ① 上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の 日までに新株予約権を行使した(かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 の数を、以下、「分割前行使株式数」という。)新株予約権者に対しては、次の算式により、当社普通株 式を交付するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(調整前行使価額-調整後行使価額) ×分割前行使株式数

株式数=

調整後行使価額

- ② 上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日(払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日)の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用する。
- (3) 上記(1)①及び②に定める場合の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める行使価額の調整を行うことができる。
- (4) また、行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権者に通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。
- 3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記(1) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4. 新株予約権の行使の条件
 - (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権行使時において、当社の取締役、監査役、執行役員、従業員及び社外協力者の地位にあることを要する。ただし、正当な理由がある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。
 - (2) その他の新株予約権の行使条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)

(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権

を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注) 1. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定す る。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとす る。
- (8) 新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得条項 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。
- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。
- (4) 【ライツプランの内容】 該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式総 数増減数 (千株) | 発行済株式総 数残高(千株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金増 減額(千円) | 資本準備金残 高(千円) |
|------------|------------------------|-------------------|-------------|---------------|------------------|-----------------|
| 平成23年7月1日~ | | 16 405 | _ | 2 001 269 | _ | 2 962 195 |
| 平成23年9月30日 | _ | 16, 485 | _ | 3, 991, 368 | _ | 3, 862, 125 |

(6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%) |
|--------------------------|-------------------|--------------|--------------------------------|
| 治山 正史 | 岡山市北区 | 2, 294, 072 | 13. 91 |
| 治山 正次 | 岡山市北区 | 1, 759, 456 | 10.67 |
| 治山 邦雄 | 岡山市中区 | 1, 498, 722 | 9. 09 |
| 有限会社岩渕コーポレーション | 岡山市北区表町1-2-3 | 1, 324, 500 | 8.03 |
| 株式会社四国銀行 | 高知県高知市南はりまや町1-1-1 | 765, 840 | 4. 64 |
| 日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 | 東京都中央区晴海1-8-11 | 453, 600 | 2.75 |
| はるやま社員持株会 | 岡山市北区表町1-2-3 | 438, 125 | 2.65 |
| はるやま取引先持株会 | 岡山市北区表町1-2-3 | 427, 700 | 2. 59 |
| 日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 | 東京都港区浜松町2-11-3 | 362, 500 | 2. 19 |
| 治山 美智子 | 岡山市中区 | 358, 892 | 2. 17 |
| 計 | _ | 9, 683, 407 | 58.74 |

⁽注) 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社の株式数は、すべて信 託業務に係るものであります。

(7) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成23年9月30日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|-----------------|-----------------|----------|----|
| 無議決権株式 | _ | _ | _ |
| 議決権制限株式(自己株式等) | _ | _ | _ |
| 議決権制限株式 (その他) | _ | _ | _ |
| 完全議決権株式 (自己株式等) | 普通株式 219,700 | _ | _ |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 16,255,500 | 162, 555 | _ |
| 単元未満株式 | 普通株式 9,878 | _ | _ |
| 発行済株式総数 | 16, 485, 078 | _ | _ |
| 総株主の議決権 | _ | 162, 555 | _ |

⁽注) 「完全議決権株式 (その他)」には、証券保管振替機構名義の株式が100株 (議決権の数1個) 含まれております。

②【自己株式等】

平成23年9月30日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有株式数(株) | 他人名義所有 株式数(株) | 所有株式数の 合計 (株) | 発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%) |
|------------|--------------|--------------|---------------|------------------|--------------------------------|
| はるやま商事株式会社 | 岡山市北区表町1-2-3 | 219, 700 | _ | 219, 700 | 1. 33 |
| 計 | _ | 219, 700 | | 219, 700 | 1. 33 |

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。 役職の異動

| 新役名 | 新職名 | 旧役名 | 旧職名 | 氏名 | 異動年月日 |
|-------|--------|-------|-----|-------|-----------|
| 代表取締役 | 社長執行役員 | 代表取締役 | 社長 | 治山 正史 | 平成23年7月1日 |
| 取締役 | 専務執行役員 | 専務取締役 | _ | 野村 耕市 | 平成23年7月1日 |
| 取締役 | 常務執行役員 | 常務取締役 | _ | 齊藤 港 | 平成23年7月1日 |

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成23年7月1日から平成23年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、京都監査法人による四半期レビューを受けております。

| | 前連結会計年度 (平成23年3月31日) | 当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日) |
|---------------|-------------------------|------------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 6, 701, 543 | 3, 609, 369 |
| 受取手形及び売掛金 | 74, 029 | 64, 020 |
| 商品 | 11, 655, 092 | 12, 366, 799 |
| 貯蔵品 | 76, 851 | 66, 63 |
| その他 | 4, 163, 481 | 3, 234, 755 |
| 貸倒引当金 | △1, 792 | △47 |
| 流動資産合計 | 22, 669, 206 | 19, 341, 09 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物及び構築物(純額) | 6, 034, 872 | 5, 851, 65 |
| 土地 | 12, 299, 076 | 12, 298, 229 |
| その他(純額) | 608, 960 | 711, 47 |
| 有形固定資産合計 | 18, 942, 909 | 18, 861, 35 |
| 無形固定資産 | | |
| のれん | 55, 817 | 43, 31 |
| その他 | 870, 133 | 866, 77 |
| 無形固定資産合計 | 925, 950 | 910, 08 |
| 投資その他の資産 | | |
| 差入保証金 | 6, 604, 543 | 6, 420, 98 |
| その他 | 5, 142, 009 | 5, 030, 51 |
| 貸倒引当金 | △31, 659 | △35, 36 |
| 投資その他の資産合計 | 11, 714, 894 | 11, 416, 14 |
| 固定資産合計 | 31, 583, 754 | 31, 187, 58 |
| 資産合計 | 54, 252, 960 | 50, 528, 68 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 支払手形及び買掛金 | 10, 542, 160 | 8, 270, 90 |
| 短期借入金 | | 1, 200, 00 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 1, 355, 228 | 1, 230, 02 |
| 未払法人税等 | 279, 520 | 122, 38 |
| ポイント引当金 | 695, 138 | 687, 42 |
| 賞与引当金 | 156, 000 | 8,00 |
| 店舗閉鎖損失引当金 | 221, 496 | 143, 27 |
| 災害損失引当金 | 89, 901 | 21, 13 |
| 資産除去債務 | 58, 797 | 36, 15 |
| その他 | 2, 661, 765 | 1, 844, 07 |
| 流動負債合計 | 16, 060, 008 | 13, 563, 38 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 3, 107, 008 | 2, 544, 27 |
| 退職給付引当金 | 1, 701, 179 | 1, 766, 79 |
| 資産除去債務 | 875, 549 | 885, 59 |
| その他 | 982, 281 | 932, 06 |
| 固定負債合計 | 6, 666, 018 | 6, 128, 73 |
| 負債合計 | 22, 726, 026 | 19, 692, 12 |
| | | ,, 1 |

| | | (十匹・111) |
|---------------|-------------------------|------------------------------|
| | 前連結会計年度 (平成23年3月31日) | 当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日) |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 3, 991, 368 | 3, 991, 368 |
| 資本剰余金 | 3, 864, 978 | 3, 864, 978 |
| 利益剰余金 | 23, 968, 197 | 23, 256, 663 |
| 自己株式 | △287, 730 | △287, 744 |
| 株主資本合計 | 31, 536, 813 | 30, 825, 265 |
| その他の包括利益累計額 | | |
| その他有価証券評価差額金 | △10, 232 | 11, 240 |
| 繰延ヘッジ損益 | 353 | △827 |
| その他の包括利益累計額合計 | △9, 879 | 10, 412 |
| 新株予約権 | _ | 879 |
| 純資産合計 | 31, 526, 934 | 30, 836, 557 |
| 負債純資産合計 | 54, 252, 960 | 50, 528, 680 |

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】 【四半期連結損益計算書】 【第2四半期連結累計期間】

(単位:千円)

| | 前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | 当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日) |
|---------------------|---|---|
| 売上高 | *1 21, 829, 370 | *1 21, 200, 217 |
| 売上原価 | 10, 296, 958 | 9, 889, 091 |
| 売上総利益 | 11, 532, 412 | 11, 311, 125 |
| 販売費及び一般管理費 | *2 12, 194, 354 | *2 12, 075, 443 |
| 営業損失(△) | △661, 941 | △764, 317 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 17, 665 | 16, 536 |
| 受取配当金 | 2, 568 | 2, 643 |
| 受取地代家賃 | 154, 108 | 156, 422 |
| 店舗閉鎖損失引当金戻入額 | _ | 53, 109 |
| その他 | 28,088 | 44, 442 |
| 営業外収益合計 | 202, 431 | 273, 153 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 53, 544 | 39, 205 |
| 賃貸費用 | 56, 585 | 50, 380 |
| その他 | 14, 213 | 8, 056 |
| 営業外費用合計 | 124, 343 | 97, 642 |
| 経常損失(△) | △583, 854 | △588, 806 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 3 | 34 |
| 受取補償金 | | 19, 422 |
| 特別利益合計 | 3 | 19, 456 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除売却損 | 40, 177 | 30, 064 |
| 減損損失 | 450 | _ |
| 災害による損失 | _ | 12, 502 |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | 684, 635 | _ |
| その他 | 123, 678 | 4, 169 |
| 特別損失合計 | 848, 942 | 46, 736 |
| 税金等調整前四半期純損失 (△) | △1, 432, 792 | △616, 086 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 86, 534 | 85, 612 |
| 法人税等調整額 | △279, 660 | △242, 277 |
| 法人税等合計 | △193, 126 | △156, 665 |
| 少数株主損益調整前四半期純損失 (△) | △1, 239, 666 | △459, 420 |
| 四半期純損失(△) | △1, 239, 666 | △459, 420 |
| | | |

| 【弗乙四干期理箱系訂期间】 | | |
|--------------------|---|---|
| | | (単位:千円) |
| | 前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | 当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日) |
| 少数株主損益調整前四半期純損失(△) | △1, 239, 666 | △459, 420 |
| その他の包括利益 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 34, 839 | 21, 473 |
| 繰延ヘッジ損益 | △4, 109 | △1, 180 |
| その他の包括利益合計 | 30,730 | 20, 292 |
| 四半期包括利益 | △1, 208, 936 | △439, 128 |
| (内訳) | | |
| 親会社株主に係る四半期包括利益 | $\triangle 1, 208, 936$ | △439, 128 |
| 少数株主に係る四半期包括利益 | _ | _ |

| | 前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | 当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日) |
|----------------------|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税金等調整前四半期純損失(△) | $\triangle 1, 432, 792$ | △616, 086 |
| 減価償却費 | 668, 028 | 645, 601 |
| 減損損失 | 450 | _ |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | 684, 635 | _ |
| のれん償却額 | 12, 920 | 12, 504 |
| ポイント引当金の増減額(△は減少) | △11,086 | $\triangle 7,712$ |
| 賞与引当金の増減額(△は減少) | △2,000 | △148, 000 |
| 退職給付引当金の増減額(△は減少) | 61, 499 | 65, 619 |
| 貸倒引当金の増減額(△は減少) | 10, 027 | 2, 387 |
| 店舗閉鎖損失引当金の増減額(△は減少) | △83, 895 | △78, 221 |
| 災害損失引当金の増減額(△は減少) | _ | △68, 761 |
| 受取利息及び受取配当金 | △20, 234 | △19, 179 |
| 支払利息 | 53, 544 | 39, 205 |
| 長期貸付金の家賃相殺額 | 52, 766 | 50, 939 |
| 投資有価証券評価損益(△は益) | 121, 888 | _ |
| 有形固定資産除売却損益(△は益) | 15, 984 | 7, 113 |
| 売上債権の増減額 (△は増加) | 1, 275, 637 | 1, 311, 159 |
| たな卸資産の増減額 (△は増加) | △773, 625 | △701, 486 |
| 仕入債務の増減額(△は減少) | $\triangle 1,778,035$ | $\triangle 2, 231, 819$ |
| 経費支払手形・未払金の増減額(△は減少) | △699, 783 | △829, 213 |
| その他 | △184, 256 | △263, 144 |
| 小計 | △2, 028, 328 | △2, 829, 094 |
| 利息及び配当金の受取額 | 3, 553 | 3, 388 |
| 利息の支払額 | △52, 342 | △38, 228 |
| 法人税等の支払額 | $\triangle 139,970$ | △229, 076 |
| 法人税等の還付額 | _ | 976 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | △2, 217, 088 | △3, 092, 034 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | _ | |
| 定期預金の純増減額(△は増加) | 64,000 | _ |
| 有形固定資産の取得による支出 | △205, 488 | △287, 052 |
| 有形固定資産の売却による収入 | 19 | 881 |
| 長期貸付けによる支出 | $\triangle 49,764$ | △990 |
| 長期貸付金の回収による収入 | 2,820 | 2, 380 |
| 差入保証金の差入による支出 | △87, 700 | △107, 168 |
| 差入保証金の回収による収入 | 56, 886 | 305, 368 |
| その他 | △54, 020 | △71, 387 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △273, 249 | △157, 969 |

| | | (十四・111) |
|----------------------|---|---|
| | 前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | 当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日) |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 短期借入金の純増減額(△は減少) | 1, 300, 000 | 1, 200, 000 |
| 長期借入金の返済による支出 | △705, 714 | △679, 614 |
| ファイナンス・リース債務の返済による支出 | △59, 839 | △110, 887 |
| 自己株式の取得による支出 | △19 | $\triangle 14$ |
| 配当金の支払額 | △250, 657 | △251, 655 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 283, 769 | 157, 829 |
| 現金及び現金同等物の増減額(△は減少) | $\triangle 2, 206, 567$ | △3, 092, 174 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 5, 920, 089 | 6, 686, 043 |
| 現金及び現金同等物の四半期末残高 | * 3,713,522 | * 3, 593, 869 |
| | | |

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】 該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】 該当事項はありません。

【追加情報】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の 訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計 基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

| (四十%) 是相負目內然公內(7) | |
|-----------------------------|------------------------------|
| 前連結会計年度 (平成23年3月31日) | 当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日) |
| 建設協力金の譲渡に係る偶発債務 | 建設協力金の譲渡に係る偶発債務 |
| 当社は、平成16年3月23日付で建設協力金返還債権 | 当社は、平成16年3月23日付で建設協力金返還債権 |
| を特別目的会社へ譲渡しました。 | を特別目的会社へ譲渡しました。 |
| なお、譲渡した建設協力金が返済されない事態が生 | なお、譲渡した建設協力金が返済されない事態が生 |
| じた場合には、譲渡した建設協力金返還債権の未償還 | じた場合には、譲渡した建設協力金返還債権の未償還 |
| 残高(当連結会計年度末残高606,793千円)を限度と | 残高(当第2四半期連結会計期間末残高483,050千 |
| して、当社に買戻し義務があります。 | 円)を限度として、当社に買戻し義務があります。 |

(四半期連結損益計算書関係)

| | <u> </u> | | |
|-----------------------------------|-------------|-----------------------------------|-------------|
| 前第2四半期連結 (自 平成22年4 至 平成22年9 | 月1日 | 当第2四半期連結 (自 平成23年4 至 平成23年9 | 月1日 |
| ※1. 当社グループは事業の性質 | 上、最終四半期連結会計 | ※1. 当社グループは事業の性質 | 上、最終四半期連結会計 |
| 期間(1月~3月)の売上高 | が他の四半期連結会計期 | 期間(1月~3月)の売上高 | が他の四半期連結会計期 |
| 間に比べて多くなる傾向にあ | ります。 | 間に比べて多くなる傾向にあ | ります。 |
| ※2. 販売費及び一般管理費の主 | 要項目 | ※2. 販売費及び一般管理費の主 | 要項目 |
| 役員報酬 | 37,650千円 | 役員報酬 | 41,765千円 |
| 給与及び賞与 | 2,278,509千円 | 給与及び賞与 | 2,207,471千円 |
| 退職給付費用 | 90,417千円 | 退職給付費用 | 92,971千円 |
| 賞与引当金繰入額 | 148,000千円 | 賞与引当金繰入額 | 8,000千円 |
| 雑給 | 892,410千円 | 雑給 | 982,672千円 |
| 賃借料 | 3,596,190千円 | 賃借料 | 3,381,038千円 |
| 広告宣伝費 | 1,556,570千円 | 広告宣伝費 | 1,786,409千円 |
| 減価償却費 | 648,363千円 | 減価償却費 | 629,688千円 |

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 (自 平成23年4月1日 至 平成22年9月30日) 至 平成23年9月30日) ※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 ※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年9月30日現在) (平成23年9月30日現在) 現金及び預金勘定 3,729,022千円 現金及び預金勘定 3,609,369千円 預入期間が3ヵ月を超える 預入期間が3ヵ月を超える △15,500千円 △15,500千円 定期預金 定期預金 現金及び現金同等物 現金及び現金同等物 3,713,522千円 3,593,869千円

(株主資本等関係)

I 前第2四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) 配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり配 当額(円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|-------|
| 平成22年6月29日 定時株主総会 | 普通株式 | 252, 115 | 15. 5 | 平成22年3月31日 | 平成22年6月30日 | 利益剰余金 |

Ⅱ 当第2四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日) 配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり配 当額(円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|-------|
| 平成23年6月29日 定時株主総会 | 普通株式 | 252, 113 | 15. 5 | 平成23年3月31日 | 平成23年6月30日 | 利益剰余金 |

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

- I 前第2四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) 当社グループにおける報告セグメントは衣料品販売事業のみであり、開示情報としての重要性が乏しいた め、セグメント情報の記載を省略しております。
- Ⅱ 当第2四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日) 当社グループにおける報告セグメントは衣料品販売事業のみであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | 当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日) |
|---|--|--|
| 1株当たり四半期純損失金額 | 76円21銭 | 28円24銭 |
| (算定上の基礎) | | |
| 四半期純損失金額(千円) | 1, 239, 666 | 459, 420 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | _ | _ |
| 普通株式に係る四半期純損失金額 (千円) | 1, 239, 666 | 459, 420 |
| 普通株式の期中平均株式数(千株) | 16, 265 | 16, 265 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要 | 平成17年6月29日定時株主総会決議による新株予約権方式のストックオプション(前連結会計年度末における新株予約権の数2,400個)は、平成22年6月30日で行使期間が終了しております。 | 第4回新株予約権方式のストックオプション (新株予約権の数100個)及び第5回新株予約権方式のストックオプション (新株予約権の数2,914個) |

(注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

(重要な後発事象) 該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

平成23年11月11日

はるやま商事株式会社

取締役会 御中

京都監査法人

指 定 社 員 公認会計士 鍵 圭一郎 印 業務執行社員 公認会計士 鍵

指 定 社 員 公認会計士 高 田 佳 和 印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているはるやま商事株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成23年7月1日から平成23年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、はるやま商事株式会社及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

その他の事項

会社の平成23年3月31日をもって終了した前連結会計年度の第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表(ただし、四半期連結包括利益計算書を除く)並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表(ただし、四半期連結包括利益計算書を除く)に対して平成22年11月4日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して平成23年6月29日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。